

京都生活協同組合
代表理事 畑 忠男 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成26年2月28日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ二条駅

京都市中京区西ノ京星池町230

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺環境への影響は少ないと判断します。

3 付帯意見

届出者においては、警備員を配置して駐輪場利用者の安全確保に配慮するとともに、駐輪場以外のスペースへの駐輪に対して、駐輪場を利用するよう誘導することが望まれます。

また、今回の届出事項と直接関連しないが、届出者が道路上で待機する駐車待ち車両の対策として審議会に提出した取組を実施するとともに、徒歩・自転車及び公共交通機関利用者に対する優遇サービスの実施などにより、自動車による来店の抑制に努めることが望まれます。

さらに、駐車待ち車両が多数公道上に並ぶ状況が改善されない場合は、隔地駐車場を確保するなどの対策を講じることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地しており、北側に道路を隔てて住宅や事業所等、東側にJR嵯峨野線高架、西側に集合住宅及び店舗があり、南側は御池通を隔てて集合住宅等が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、駐車場ゲート設置の時期及び説明会で出された意見の取扱いについて質問が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の届出があった駐輪場の位置の変更については、現行の店舗用駐車場にゲートを設置して有料化を図るに際して、駐車区画を変更したことにより、駐車場中央に設置していた駐輪場を駐車場の端に移動させるものである。

この変更により、駐輪場利用者の動線の安全性を確保するものであり、周辺的生活環境への影響は少ないと判断される。

なお、駐輪場が駐車場内にあるため、警備員を配置して駐輪場利用者の安全確保に配慮するとともに、駐輪場以外のスペースへの駐輪に対して、駐輪場を利用するよう誘導することが望まれる。

また、当該店舗については、セール日（コープの日）などにおいて、道路上に駐車待ち車両が発生している。

届出者からは、チラシやホームページなどで徒歩・自転車での来店を促すとともに、警備員が道路上での駐車待ちを禁止するプラカードを提示して、路上で待機する駐車待ち車両を抑制するとの説明があった。

今回の届出事項と直接関連しないが、届出者においては、審議会に提出した取組を実施するとともに、徒歩・自転車及び公共交通機関利用者に対する優遇サービスの実施などにより、自動車による来店の抑制に努めることが望まれる。

さらに、駐車待ち車両が多数公道上に待機する状況が改善されない場合は、隔地駐車場を確保するなどの対策を講じることが望まれる。